ついては、第二十二条の四の二中「場合であつて、都道府県医療審議会	ついては、第二十三条中「開設者」とあるのは、「管理者」と読み替え
2 国の開設する病院、診療所又は助産所に関し、この省令を適用するに	2 国の開設する病院、診療所又は助産所に関し、この省令を適用するに
第四十三条 (略)	第四十三条 (略)
都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。	
から第三十一条の五まで、第三十二条第一項及び第三十八条第二項中「	
中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十一条の三	
以下「都道府県知事」という。)」とあり、第三十四条及び第三十五条	
、第三十一条中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(
老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については	
第三十九条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護	(削る)
(読替規定)	
附則	附則
第六章 雑則(第四十条~第四十三条の三)	第六章 雑則(第四十条~第四十三条の四)
第五章 医療法人(第三十条の三十四~第三十九条の二)	第五章 医療法人(第三十条の三十四~第三十九条)
第一章~第四章の三(略)	第一章〜第四章の三(略)
目次	目次
現行	改正案

第四十三条の四 第四十三条の三 る。 市長」 治法 行うことを妨げない。 る。ただし、厚生労働大臣が第二号から第四号までに掲げる権限を自ら 規定により、 の 四 の 定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、 るものとする。 十三条並びに附則第五十条中 (大都市の特例) <u>\{</u> (権限の委任 項 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 第三項及び第四項、 中 (略 第十九条第二項及び第三項 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、 都道府県」とあるのは 法第七十一条の五第一項及び令第五条の二十四第一項の 第四十三条の三 第三条第 「都道府県知事」とあるのは 令第五条の二十三の規定により地方自 「指定都市」と読み替えるものとす 項、 第二十 第七条から第九条まで、 一条中並びに第二十二条 地方厚生局長に委任す 第一 「指定都市の 条の十四 一項の指 第二 第 第四十三条の三 (新設) る。 規定するものに限る。 規定により、 第四十七条第 る法第四十六条の一 五号に掲げる権限(法第六十八条の二の規定により読み替えて適用され とあるのは であると認める場合」 が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適当 (権限の委任) ただし、 (略) 「管理者」と読み替えるものとする。 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、 厚生労働大臣が第二号から第四号までに掲げる権限及び第 一項ただし書、 法第七十一条の五第一項及び令第五条の二十三第一項の 第)を自ら行うことを妨げない。 とあるのは 項ただし書、 第六十三条第一項及び第六十四条第一項に 「場合」と、 第四十六条の三第 第二十三条中「開設者」 地方厚生局長に委任す 項ただし書、

兀 法第七十一条の四第一項に規定する権限

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 法第七十一条の五第二項及び令第五条の二十四第二項の規定により、

前項第一号から第三号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域

に係るものは、

地方厚生支局長に委任する。

兀 法第七十一条の三第一項に規定する権限

五. し書、 第三項、 条の六、 法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十四条 項ただし書、 第四十六条の四第五項、 第五十六条の十一 第四十六条の二第一項ただし書、 第五十条第一項及び第三項 第五十六条の十二第三項及び第四 第六項及び第七項第四号、 第四十六条の三 第五十二条、 第四十七条 第一 第五十六

項ただ

六 令第五条の十一 第一 項に規定する権限

六十三条第一項並びに第六十四条第一項に規定する権限

項

第

七 五条第三項、 三項まで、 一十八条に規定する権限 令第 一条の規定により読み替えて適用される法第七条第 第八条の二第二項、 第二十三条の二、 第九条第一項 第二十四条第 _ 項 第十二条第二項、 第二十七条及び第 項から第 第十

八 権限 び第二項 令第四条の五の規定により読み替えて適用される令第四条第一項及 第四条の二第一項及び第二項並びに第四条の四に規定する

九 及び第五条の十三に規定する権限 令第五条の十五の規定により読み替えて適用される令第五条の十二

2 規定により読み替えて適用される法第六十三条第 ち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、 前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のう 項に規定するものに限る。 法第七十一条の五第二項及び令第五条の二十三第二項の規定により、 地方厚生局長が前項第五号に掲げる権限 を自ら行うことを妨げない。 地方厚生支局長に委任する。 (法第六十八条の二の 項及び第六十四条第